

健康増進

誰もが、より長く元気に暮らしていくための基盤として、健康の重要性はより高まってきており、平時から個人の心身の健康を保つため、健康づくりの取組が重要です。

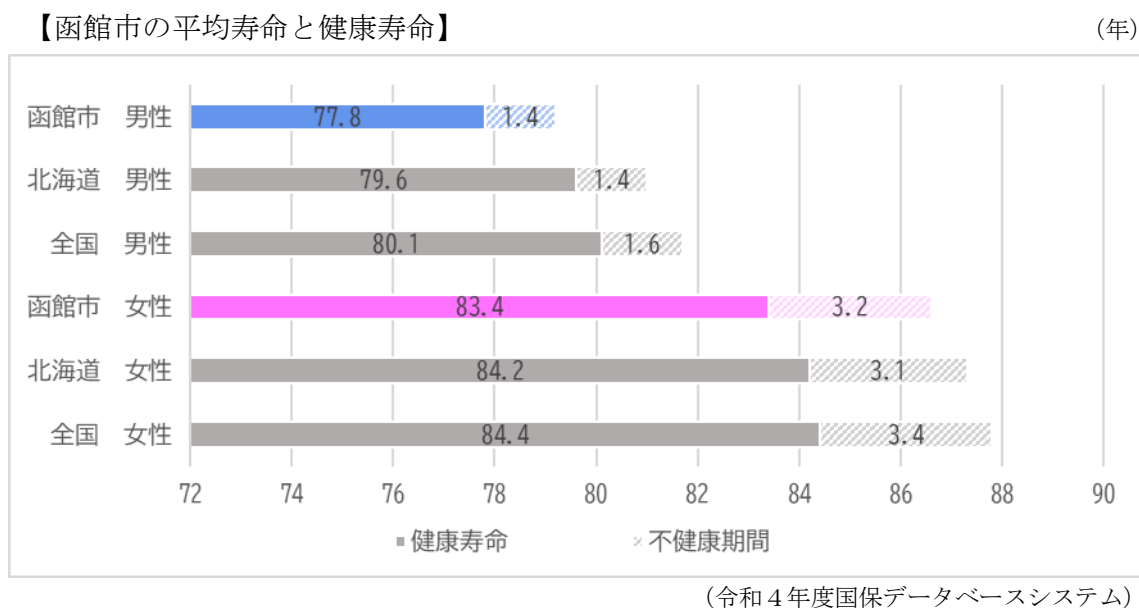
国では、基本的な法整備や仕組みの構築、データヘルス・ICTの利活用、社会環境整備等、諸活動の成果により健康寿命は着実に延伸しています。一方で、一部の指標の悪化、データの見える化・活用が不十分である等の課題が指摘されており、また、今後さらなる少子化・高齢化、社会の多様化等の社会変化が予想されています。これらを踏まえ、健康寿命の延伸と健康格差の縮小により、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」をビジョンとし、「誰一人取り残さない健康づくり」や「より実効性を持つ取組の推進」に取り組む「健康日本21（第三次）」を令和6年度から推進します。

本市においては、健康寿命が全国、北海道よりも短い状況であることから、生涯をより長く健康的に過ごし活躍できるよう、産学官連携やICTの活用による健康増進の環境づくりの基盤を整備し、健康課題の解決に向けて各種健康増進事業を推進しています。

1 市民の健康状況

(1) 平均寿命と健康寿命

平均寿命と健康寿命は、いずれも全国および北海道よりも短い状況です。不健康期間については、全国と同水準となっています。



※健康寿命：健康寿命とは、「健康に生活できる期間」のことで、国では、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」と定義されており、平均寿命と健康寿命の差は、日常生活に制限のある「不健康期間（健康ではない期間）」を意味する。厚生労働省「健康寿命の算定方法の指針」より、本計画では介護保険制度の要介護2から要介護5までを「不健康な状態」とした、「日常生活動作が自立している期間の平均」を採用している。

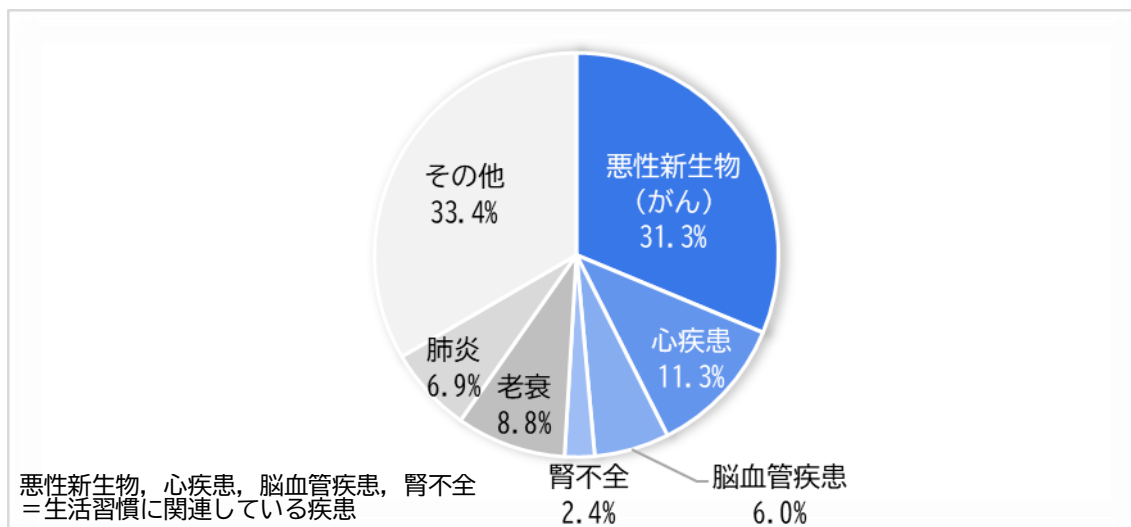
※不健康期間：「平均寿命－健康寿命」で算出。

(2) 主要死因

死因の約半数が生活習慣に関連している疾患であり，生活習慣病対策が重要です。

【主要死因の構成比】

(%)

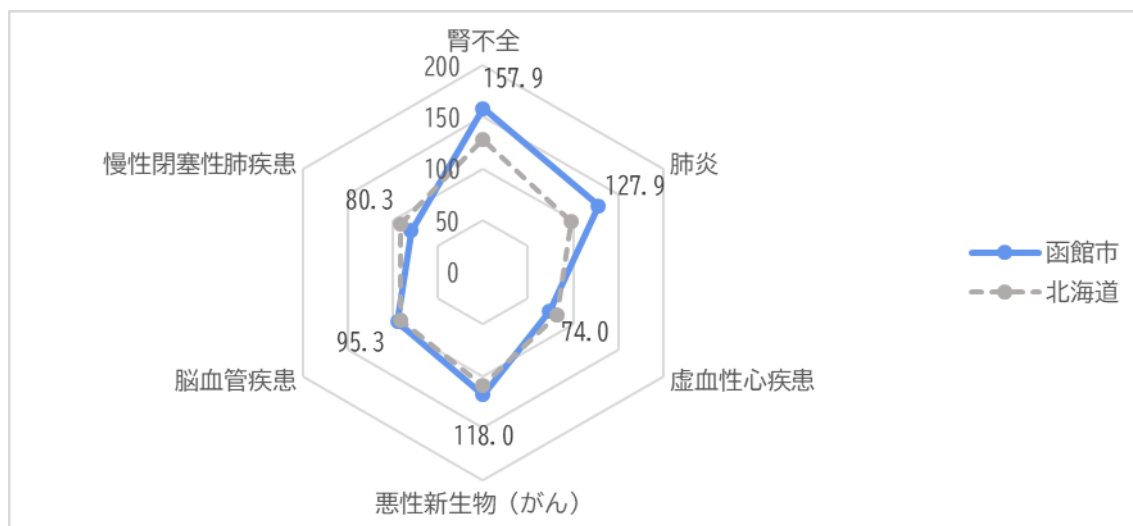


(令和4年(2022年)版 保健所事業概要)

(3) 標準化死亡比 (SMR)

主要な疾患のSMRは，腎不全，肺炎，悪性新生物(がん)が高い状況です。一方で，虚血性心疾患，脳血管疾患，慢性閉塞性肺疾患は全国と同水準か低い状況です。そのため，本市ではSMRが高く，生活習慣で改善が期待できる腎不全と悪性新生物の対策が課題となります。

【標準化死亡比】



(平成22年～令和元年公益財団法人北海道健康づくり財団「北海道における主要死因の概要10」)

※標準化死亡比 (SMR) : 年齢構成が異なる地域の死亡率を比較するための指標であり，全国平均の死亡率を100 (基準値) としており，基準値より大きい場合は全国平均より死亡数が多いことを表している。

2 「健康はこだて21（第2次）」

「健康はこだて21」は、市民が心身ともに健やかに生活し、健康寿命の延伸を目指す、本市の健康づくり計画です。1次計画が平成24年度で終了し、平成25年度に2次計画を策定しました。

健康づくりを進めていくためには、生活習慣病（がん、循環器疾患、糖尿病など）の予防を中心に、子どもから高齢者まで、市民一人ひとりが健康づくりに取り組むとともに、家庭や地域、行政、学校、職場、企業など、市民を取り巻く周囲が健康を支え、守るための環境づくりを進めていく必要があります。

(1) 「健康はこだて21」のこれまでの経過

ア 「健康はこだて21」の策定（平成14年度）

市民一人ひとりの健康づくりを地域全体で支援することを基本に、生活習慣を改善することにより健康を増進し、生活習慣病を予防する一次予防を重視した計画を策定しました。

イ 「健康はこだて21」の中間評価（平成18年度）

計画の中間年度に、市民の健康状態を把握し、今後の健康づくり施策の一層の充実とより効果的な推進に役立てるため、中間評価を実施しました。

ウ 「健康はこだて21」の改訂（平成20年度）

中間評価の結果等から市民の健康課題が明らかになり、また、平成20年度から医療保険者によるメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査および特定保健指導が実施されたことなどを踏まえ、国の医療計画等との整合性を図りながら、市民の健康づくり施策の一層の推進を図るため、本計画の改訂を行いました。

エ 「健康はこだて21」の最終評価（平成24年度）

1次計画の最終年度に、市民の健康意識・生活習慣アンケート調査（平成23年）等の結果および各種統計から市民の健康等の実態を把握し、計画策定時の数値等と直近の数値を比較分析して、年代ごとの目標の達成度や課題を明らかにし、2次計画に反映させるために最終評価を実施しました。

オ 「健康はこだて21（第2次）」の策定（平成25年度）

1次計画の最終評価の結果やその後の社会情勢の変化などを踏まえ、必要な見直しを行い、2次計画を策定しました。

カ 「健康はこだて21（第2次）」の中間評価（平成29年度）

計画策定時に設定した目標の達成状況や市民の健康状態の変化などを把握し、目標達成に向けた取組方法の検討を行うことを目的として、中間評価を実施しました。

キ 「健康はこだて21（第2次）」後半の重点取組の設定（平成30年度）

中間評価の結果等から明らかになった課題を踏まえ、がん対策の推進、たばこ対策の推進、介護予防事業との連携（若い頃からの健康づくり）を計画後半の重点取組としました。

ク 「健康はこだて21（第2次）」の評価（令和4年度）

市民の健康意識・生活習慣アンケート調査（令和3年度）の結果および各種データ等から、目標の達成度や健康課題を明らかにし、令和6年度からの第3次計画に反映

させるために、最終評価を実施しました。

ケ 「函館市第3次健康増進計画」の策定（令和5年度）

第2次計画の評価において、次世代の健康状態は改善傾向に向かっているものの、働く世代や高齢期にかけて、多くの健康課題が残っていることに加え、引き続き健康寿命が、全国、北海道よりも短い状況であったことから、生涯より長く健康的に過ごし活躍できるよう、産学官連携やICTの活用による健康増進の環境づくりの基盤を整備し、第2次計画の評価結果や健康データの調査分析によって抽出した本市の健康課題の解決を重点的に取り組む「第3次函館市健康増進計画」を策定することとしました。

(2) 計画の概要

ア 目 的

生活習慣の改善および社会環境の整備により、健康寿命の延伸を図ります。

イ 基本的な方向

- (ア) 生活習慣病の発症および重症化の予防
- (イ) 健康を支え、守るための社会環境の整備
- (ウ) ライフステージごとの健康づくり

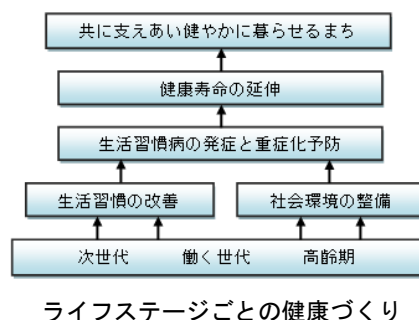
ウ 計画の期間

平成25年度から令和5年度まで

（国・北海道の計画延長に伴い、函館市の計画期間を延長）

エ 健康づくりが目指す姿

各ライフステージにおける生活習慣の改善および社会環境の整備に取り組み、生活習慣病の発症と重症化の予防を推進して、健康寿命の延伸を図り、「共に支えあい健やかに暮らせるまち」の実現に寄与します。



オ 各ライフステージの目指す姿と健康目標一覧

区 分		次世代 (18歳未満)	働く世代 (18歳から64歳)	高齢期 (65歳以上)
目指す姿		生活リズムを整えて、基本的な生活習慣をしっ かり身につける	健康づくりの情報を取り 入れて、健康管理を实践 する	社会活動に積極的に参 加できる身体とこころ を保つ
健 康 目 標	栄養・ 食生活	○「早寝、早起き、朝ご はん」の習慣を身につける ○適正体重を保つ	○朝食を必ず食べる ○肥満を予防、解消する	○適正体重を保つ
	身体活動・ 運動	○運動習慣や身体活動 を活発にする習慣を持つ	○運動習慣や身体活動 を活発にする習慣を持つ	○運動機能を保つ
	休養・ こころの 健康	○「早寝、早起き、朝ご はん」の習慣を身につける (再掲)	○睡眠を十分とる ○ストレスと上手に つきあい、こころの健 康を保つ	○自分に合った社会参加 をする
	喫煙・飲酒	○未成年者および妊(産) 婦は喫煙、飲酒しない ○受動喫煙の機会をな くす	○禁煙し、飲酒は適量 にとどめる ○受動喫煙の機会をな くす	○禁煙し、飲酒は適量 にとどめる ○受動喫煙の機会をな くす
	歯・口腔の 健康	○むし歯を予防する	○歯科健診を受ける	○口腔機能を保つ
	生活習慣病 の発症予防 と重症化予 防	○適正体重を保つ(再掲)	○がん検診を受ける ○メタボリックシンド ロームを予防する ○特定健康診査、特定保 健指導を受ける	○がん検診を受ける ○メタボリックシンド ロームを予防する ○特定健康診査、特定保 健指導を受ける

(3) 計画の推進

本計画を推進していくためには、健康づくりに関係する機関および団体等がそれぞれの取り組みを強化するとともに、多様な主体が連携して、市民が健康づくりに取り組みやすい環境を整備することが必要です。このため、健康づくりを身近で支援する人材育成を進めるほか、関係団体等からなる「函館市健康増進計画策定推進委員会」において連携を図り、健康づくりを効果的に推進していきます。

3 第3次函館市食育推進計画

(1) 計画策定の背景

平成17年に制定された食育基本法に基づき、子どもの頃に健全な食習慣を身に付けることが、生涯にわたって健全な心身で生活することにつながることから、平成23年に第1次、平成28年に第2次の「はこだてげんきな子 食育プラン（函館市食育推進計画）」を策定し、市民一人ひとりが食育に理解を深め、食を通して心豊かで健やかな暮らしを実現することを基本理念として食育を推進してきました。

第2次計画が令和2年度で満了になることから、評価を行い、「健康寿命の延伸」や「子育て世代等の若い世代」等の目指すべき方向性を示し、多様な関係者の連携を図りながら食育を推進するため、策定推進委員会を設置し、第3次計画を策定しました。

(2) 計画の位置づけ

食育基本法第18条第1項の規定に基づく市町村食育推進計画であり、函館市基本構想を具体化する個別計画として位置付け、「健康はこだて21（第2次）」等の関連計画と整合性を図りました。

(3) 計画の期間

令和3年度から令和12年度までの10年間とし、適宜、中間評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

(4) 計画の基本的な考え方について

ア 基本理念

函館市民一人ひとりが食を通じて心豊かで健やかな暮らしを実現することができるように食育を推進します。

イ 基本目標

- ・生涯にわたって健康なからだをつくる
- ・豊かな心を育む
- ・函館の豊かな食資源や食文化を通して食の大切さを知る

ウ 基本方針

- ・健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ・多様な暮らしに配慮した若い世代への食育の推進
- ・食文化の継承や食の循環を意識した食育の推進

(5) 計画の推進

ア 推進体制

基本目標を実現するためには、家庭、幼児教育・保育施設、小・中学校等、地域等関係団体、行政などが相互につながりを持ちながら取り組んでいく必要があるため、庁内関係課が連携し、「函館市食育計画策定推進委員会」の協力を得ながら推進します。

イ 推進にあたっての指標

客観的な指標を掲げ、目標を現状以上とし食育の推進に努力します。

項目		計画策定時	目標	
①主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を１日２回以上ほぼ毎日食べている市民の割合	若い世代	36.1%	55%	
	市民	57.9%	70%	
②野菜をほぼ毎食食べる市民の割合		43.9%	50%	
③食塩（塩分）摂取を控えるようにしている市民の割合		67.9%	75%	
④朝食を毎日食べる市民の割合	小学生	84.5%	87%	
	中学生	79.5%	83%	
⑤朝食を抜くことが週３回以上ある市民の割合	若い世代	32.7%	30%	
	市民	20.9%	15%	
⑥就寝時間の遅い子どもの割合	小学生	29.4%	24%	
	中学生	35.6%	34%	
⑦適正体重者の割合	小学生	男	81.8%	86%
		女	86.9%	89%
	中学生	男	86.0%	89%
		女	87.5%	90%
	若い世代	男	63.9%	65%
		女	67.1%	70%
	市民	男	51.1%	55%
		女	52.0%	55%
⑧ヘルスマイト（食生活改善推進員）の人数		92 人	現状以上	

資料：①②③⑤⑦市民の健康意識・生活習慣アンケート調査

④全国学力・学習状況調査

⑤⑦函館市国民健康保険特定健診結果

⑥学習意識調査

⑦全国体力・運動能力、運動習慣等調査 函館市の結果概要

⑧函館市食生活改善協議会実績

参考：「若い世代」とは、20歳代30歳代。「市民」とは、①②③20歳以上、⑤⑦40～64歳。

「小学生」とは、④小学6年、⑥小学4年生、⑦小学5年生。

「中学生」とは、④中学3年、⑥中学1年生、⑦中学2年生。

「計画策定時」とは、①、②、③、⑤若い世代、⑦若い世代は平成28年度値、④、⑤市民、

⑥、⑦小学生・中学生・市民、⑧は令和元年度値。

⑥「遅い就寝時間」とは、小学生22時以降、中学生23時以降。

4 生活習慣病予防事業

本市の疾患別死亡率をみると、がん・心臓病・脳血管疾患といういわゆる生活習慣病によるものが全死因の半数以上を占めています。

これらは、壮年期から増加しはじめるため、健康増進法に基づき生活習慣病に着目した健康診査のほか、がん検診、骨粗しょう症検診、健康教育、健康相談等を実施し、疾患の早期発見、食事や運動等の生活習慣の改善に関する保健指導、健康管理に関する正しい知識の普及を図るなど、生活習慣病の予防に努めています。

(1) 健康手帳

開始年度 昭和 58 年度

内 容 健康手帳は、特定健診・保健指導その他の健康の保持のために必要な事項を記録し、自らの健康管理と適切な医療の確保に資することを目的として、40 歳以上の健康相談等を受けた市民に対し利用を促しています。
健康手帳は厚生労働省ホームページからダウンロードすることができます。

(2) 健康診査

開始年度 平成 20 年度

内 容 医療保険者による特定健康診査が実施されたことから、市では健康増進法（健康増進法施行規則第 4 条の 2 第 4 号）に基づき、40 歳以上の特定健康診査非対象者等の健康診査を実施し、その結果、必要な方に対して食事や運動等の生活習慣の改善を促す保健指導を行っています。

令和 6 年度予算額 4,802 千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の 3 分の 2 の道費補助があります。

【健康診査受診状況】

(令和 5 年度)

受診者 性 別	計	受 診 者 の 年 齢 内 訳 (人)					
		40～49	50～59	60～64	65～69	70～74	75歳～
男	148	19	43	15	18	21	32
女	234	22	32	22	25	30	103
計	382	41	75	37	43	51	135

(3) がん検診

がんを早期に発見し、治療に結びつけることは、がん予防対策上最も重要な課題であることから、市の指定医療機関等で検診を実施しています。なお、女性特有のがんに関する知識の普及啓発と受診率向上のため、対象年齢となった方へ無料クーポン券等を送付する「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」(H29～)、がん検診受診率向上のため、40 歳・45 歳の函館市民を対象としたがん検診無料クーポン券の送付（R3～、R5～40 歳向けを追加）を実施しているほか、リーフレットや大腸がん検査キット郵送、生命保険協会など関係機関の協力によるチラシ配布等、受診勧奨の強化を図っています。

令和6年度予算額	ア	がん検診	156,085 千円
	イ	がん検診受診促進・普及啓発等	15,139 千円
費用の負担	ア、イ	は補助基準額または対象経費の2分の1の国庫補助があります。	

ア 胃がんエックス線検診

開始年度 昭和 58 年度

内 容 35歳以上の市民を対象に、市の指定医療機関および集団検診で実施しています。

イ 胃がん内視鏡検診

開始年度 令和3年度

内 容 50歳以上の市民を対象に、市の指定医療機関で検診を実施しています。
受診は2年に1回とし、年度毎に、生年（西暦）が奇数か偶数かで対象者を区分しています。（令和6年度は偶数年生まれが対象）

ウ 肺がん検診

開始年度 平成 6 年度

内 容 40歳以上の市民を対象に、集団検診を実施しています。

エ 乳がん検診

開始年度 平成元年度

内 容 40歳以上の女性を対象に、市の指定医療機関で検診を実施しています。
受診は2年に1回とし、年度毎に、生年（西暦）が奇数か偶数かで対象者を区分しています。（令和6年度は偶数年生まれが対象）

才 子宮がん検診

開始年度 平成元年度

内 容 20歳以上の女性を対象に、市の指定医療機関で検診を実施しています。
受診は2年に1回とし、年度毎に、生年（西暦）が奇数か偶数かで対象者を区分しています。（令和6年度は偶数年生まれが対象）

力 大腸がん検診

開始年度 平成9年度

内 容 40歳以上の市民を対象に、市の指定医療機関および集団検診で実施しています。

※40歳・45歳の方を対象にがん検診無料クーポン券送付（45歳向けはR3～、40歳向けはR5～）

※20歳（初回年齢）の方を対象に、子宮頸がん検診無料クーポン券送付

【各種がん検診受診者の推移】

区 分	胃がん検診		肺 が ん 検 診	乳 が ん 検 診	子宮がん検診		大腸がん 検 診
	エックス線	内視鏡			子宮頸部	子宮体部	
令 和 3 年 度	2,665	141	8,237	3,704	5,417	2,854	6,232
令 和 4 年 度	2,539	297	8,604	3,891	5,480	2,922	6,408
令 和 5 年 度	2,497	276	9,177	3,582	5,575	2,947	6,834

※受診者数は、全年齢を対象

(4) 若い世代のピロリ菌検査

開始年度 平成 28 年度

内 容 ピロリ菌は胃の中に生息している細菌であり、多くの研究により、慢性胃炎や胃・十二指腸潰瘍、さらには胃がんなどの原因となっていることが判明しています。将来の胃がんなどの発症リスクを軽減するため、ピロリ菌感染の早期発見を目的に、中学生を対象としたピロリ菌検査を実施しています。

令和 6 年度予算額 1,749 千円

【ピロリ菌検査実施結果】

区 分		一次検査		二次検査	
		受検者数	陽性者数	受検者数	陽性者数
令和 3 年度	中学 2 年生	1,601	54	45	23
令和 4 年度	中学 2 年生	1,626	79	62	20
令和 5 年度	中学 2 年生	1,498	55	41	13

※二次検査は、一次検査陽性者を対象に実施

(5) 骨粗しょう症検診

開始年度 平成 7 年度

内 容 転倒による骨折が高齢者の寝たきりの大きな原因の一つとなっています。その骨折の原因となる骨粗しょう症を予防するため、40 歳以上 70 歳以下の 5 歳刻みの年齢の女性に骨粗しょう症検診を実施しています。

令和 6 年度予算額 99 千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の 3 分の 2 の道費補助があります。

【骨粗しょう症検診受診者数】

(人)

区 分	計	40 歳	45 歳	50 歳	55 歳	60 歳	65 歳	70 歳
令和 3 年度	94 (86)	2 (2)	5 (5)	4 (4)	14 (14)	7 (6)	23 (21)	39 (34)
令和 4 年度	166 (147)	3 (3)	3 (3)	15 (15)	19 (17)	32 (27)	32 (30)	62 (52)
令和 5 年度	150 (135)	1 (1)	6 (6)	10 (10)	18 (16)	28 (25)	40 (39)	47 (38)

()は異常なしであった者の内数

(6) 健康教育

開始年度 昭和 58 年度

内 容 成人および高齢者を対象に、生活習慣病予防や健康づくり等に関する正しい知識の普及を図るため健康教育を実施しています。

ア. 市民健康教室（昭和 52 年度より開始）

市民一人ひとりが健康の維持増進のために必要な知識を習得し、自らの健康づくりを推進することができることを目的として、函館市医師会・函館歯科医師会との共催により開催しています。

イ. 出前講座

依頼のあった地域の団体に出向き、健診結果や生活習慣病予防の講話、血管年齢測定などの体験講座を実施しています。

令和6年度予算額 118千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の3分の2の道費補助があります。

【市民健康教室】

区 分	特集（年1回）		毎月開催	
	テーマ	参加者数	回数	参加者数
令和5年度	脳卒中にならないために： なった時のために	170	3	279

※令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止

【出前講座実施内訳】

区 分	40歳未満		40～64歳		65歳以上	
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
令和3年度	3	35	5	132	9	115
令和4年度	1	13	23	1,207	6	233
令和5年度	7	65	11	464	14	268

(7) 健康相談

開始年度 昭和58年度

内 容 心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導および助言を行い、家庭における健康管理を支援しております。

令和6年度予算額 10千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の3分の2の道費補助があります。

【健康づくり相談実施状況】定例

区 分	開催回数	指導実人数
令和3年度	13	16
令和4年度	19	22
令和5年度	11	12

(8) 保健指導

【保健指導の実施状況】 定例外

区 分	来所(人)	電話(人)	計
令和3年度	16	183	199
令和4年度	9	98	107
令和5年度	16	49	65

(9) 訪問指導

開始年度 昭和 58 年度

内 容 家庭において療養上保健指導が必要な方に対し、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図るため、保健師が訪問し必要な保健指導を実施しています。

令和 6 年度予算額 1,144 千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の 3 分の 2 の道費補助があります。

【訪問指導】

要指導者の訪問指導 実人員 1 人 延人員 1 人

(10) たばこ対策

開始年度 平成 13 年度

内 容 ア 普及啓発と禁煙相談

喫煙は、がんや慢性疾患を引き起こす重大な危険因子であることから、ホームページ等を媒体としてたばこによる健康被害等に関する正しい知識の普及啓発を図る他、イベントなどでの測定体験を交えた普及啓発活動を実施しています。

また、禁煙したい人に対し適切な禁煙支援を行うため、呼気中一酸化炭素濃度測定、呼吸機能検査等や、禁煙治療を行う医療機関の情報提供による禁煙相談を実施しています。

令和 6 年度予算額 233 千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の 2 分の 1 の国庫補助があります。

【禁煙相談件数】

(件)

区 分	イベント等	来所	電話	計
令和 3 年度	0	2	10	12
令和 4 年度	0	1	10	11
令和 5 年度	10	1	1	12

イ 未成年者喫煙防止対策

未成年者の喫煙は、成年に比べて健康への影響が大きく、吸い始める前の対策を徹底する必要があることから、未成年者の喫煙をなくすことを目的に、小・中高生の児童・生徒を対象に、喫煙防止講座を開催しています。

また、親が喫煙者の場合、子供の喫煙率が高いという実態や、家庭での受動喫煙を防止する観点から、学校や P T A 等と連携し、児童・生徒の保護者に対する喫煙防止対策を推進しています。

【未成年者喫煙防止講座開催実績】

(件)

区 分		小学校	中学校	高校	計
令和３年度	学 校 数	7	－	－	7
	回 数	8	－	－	8
	参加者数	309	－	－	309
令和４年度	学 校 数	8	－	－	8
	回 数	9	－	－	9
	参加者数	357	－	－	357
令和５年度	学 校 数	11	1	－	8
	回 数	12	1	－	9
	参加者数	483	4	－	357

ウ 受動喫煙防止対策

受動喫煙防止対策の取り組みを促すため、「きれいな空気の施設登録事業」による登録制度を令和２年９月１日より実施しています。また、登録施設に対しステッカーを交付し、ホームページ等で紹介すること等により、さらなる受動喫煙防止対策の推進を図っています。

【「きれいな空気の施設」登録状況】

区 分	令和５年度 (件)
01 社会福祉施設等	8
02 体育施設・娯楽施設	14
03 社会・文化施設	34
04 小売業・サービス業等店舗	66
05 公共交通機関等	2
06 ホテル・旅館等の宿泊施設	4
07 金融機関	37
08 事務所・会社等	10
09 官公庁等	3
10 公衆浴場・日帰り温泉	8
計	161

エ 受動喫煙防止対策に関する相談等

開始年度 令和元年度

費用の負担 補助基準額または対象経費の２分の１の国庫補助があります。

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、施設の敷地内または施設内での喫煙を原則禁止とする改正健康増進法が令和２年４月から施行となり、受動喫煙防止対策に関する相談対応、喫煙可能室設置届出への対応等を行い、望まない受動喫煙防止の取り組みを行います。

【受動喫煙防止対策に関する相談等】

- ・ 市民および事業者からの問合せ・相談対応 延べ 24 件
- ・ 新規飲食店への対応件数 延べ 288 件
- ・ 喫煙可能室設置施設の届出に関する相談対応 延べ 16 件
- ・ 改正健康増進法における義務違反時の対応・事実確認 延べ 6 件

(11) 未成年者飲酒防止対策

開始年度 平成 17 年度

内 容 未成年者の飲酒は、成年に比べてアルコール分解能力が低い発達期の心身に大きな悪影響を与えるだけでなく、アルコール関連問題等、将来にわたって健康への影響が大きいことから、未成年者の飲酒をなくすことを目的に、小学生を対象とした飲酒防止講座を開催しています。

費用の負担 全額市費負担

【未成年者飲酒防止講座開催実績】

区 分	学校数	回数	参加者数
令和 3 年度	3	3	150
令和 4 年度	7	8	304
令和 5 年度	11	12	482

(12) はこだて市民健幸大学

開始年度 令和元年度

令和 6 年度予算額 25,000 千円（実行委員会負担金）

費用の負担 全額市費負担

実施主体 はこだて市民健幸大学実行委員会

構成団体：函館・道南がん対策応援フォーラム，(株)北海道新聞函館支社，北海道ガス(株)函館支店，味の素グループ，函館市

内 容 市民が、運動や食事など日頃の生活習慣を見直し、健康的なカラダづくりを「楽しみながら」実践していただくキッカケとなるよう、誰もが気軽にできる参加型チャレンジイベントを開催しています。

○令和 6 年度

①チャレンジイベント事業

- ・ 100 万歩チャレンジ

開催期間中いつでも気軽に参加できるウォーキングイベントを開催

開催期間：5 月 1 日（水）～9 月 30 日（月）

- ・ チームで挑戦！一日 8,000 歩チャレンジ

アプリでチームを作り、期間中の規定歩数達成を目指すイベントを開催

開催期間：10 月 10（木）～11 月 10 日（日）

- ・ みんな de 健幸レク in 垣ノ島遺跡

南茅部の世界遺産をめぐるレクリエーションイベントを開催

開催日：10 月 19 日（土）

- ・みんな de 健幸レク in 四季の杜公園
新たに配信するスタンプラリーコースを体験できるレクリエーションイベントを開催。
開催日：9月29日（日）
- ・ウェルネススタジアム
チーム対抗の運動会やスポーツ教室、ステージイベント等の総合イベント
開催日：10月19日（土）～10月20日（日）
会 場：函館アリーナ
- ②みんな de 健幸づくり
運動，栄養，疾病予防等多彩なテーマで学べる講座や健康づくりイベントを開催
- ③健幸ラーニング（e ラーニング）
- ④健幸チャンネル（YouTube）
- ⑤普及・啓発事業
 - ・はこだて健幸アプリ「Hakobit」（ハコビット）の配信
 - ・はこだて市民健幸大学 web サイト（はこだて健康ナビ）の運営・情報発信

実 績

○令和3年度

- ① 100万歩チャレンジ 参加者 1,752 人
- ② ベジプラ！楽うまレシピコンテスト 応募者数 25 人
- ③ みんな de 健幸づくり 参加者 延べ 929 人
- ④ 健幸ラーニング（e ラーニング） ページビュー数 3,162 回
- ⑤ 健幸チャンネル（YouTube） 掲載数 36 動画

○令和4年度

- ① 100万歩チャレンジ 参加者 10,562 人
- ② 100万歩チャレンジ+プラス 参加者 1,050 人
- ③ ウェルネス Fes はこだて 来場者数 11,000 人
- ④ みんな de 健幸づくり 参加者 延べ 850 人
- ⑤ 健幸ラーニング（e ラーニング） ページビュー数 775 回
- ⑥ 健幸チャンネル（YouTube） 掲載数 1 動画
- ⑦ はこだて健幸アプリ「Hakobit」開発 ダウンロード数 9,234 件
- ⑧ 公式 HP リニューアル 「はこだて健康ナビ」開設

○令和5年度

- ① 100万歩チャレンジ 参加者 13,356 人
- ② ウェルネス POINT ラリー
 - ・ウォーキングバトル 参加者 延べ 403 人
 - ・はこだてスポーツパーク 来場者数 9,970 人
 - ・街歩きフォトハンティング in 五稜郭 参加者 延べ 113 人
 - ・ウェルネス GAMES 来場者数 14,000 人
- ② みんな de 健幸づくり 参加者 延べ 812 人
- ③ 健幸ラーニング（e ラーニング） ページビュー数 673 回
- ④ 健幸チャンネル（YouTube） 掲載数 3 動画
- ⑤ 普及・啓発事業
 - ・はこだて健幸アプリ「Hakobit」（ハコビット）の配信 ダウンロード数 4,548 件
 - ・はこだて市民健幸大学 web サイト（はこだて健康ナビ）の運営・情報発信 213 件

(13) 健康経営推進事業（※健康経営：NPO 法人健康経営研究会の登録商標）

開始年度 令和2年度

令和6年度予算額 318千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の2分の1国庫補助があります。

一部、補助基準額または対象経費の3分の2の道費補助があります。

内 容 従業員への健康管理を経営的な視点で考え、健康への投資を行うことで、従業員の活力や生産性の向上等の組織の活性化や業績の向上につながると期待されている「健康経営」を推進し、若い頃から（働く世代）の生活習慣病予防を図る。

【健康経営推進セミナー】

事業主等に対し『健康経営』の普及啓発および実践の動機付けを図る。

区 分	内 容	参加者数
令和3年度	基調講演『働く世代の生活習慣病予防と健康経営』 事業説明	18人 (15社)
令和4年度	基調講演『健康経営優良法人認定制度と申請の実際』 実践発表	32人 (27社)
令和5年度	「健康経営のヒント」 ～職場でできる運動メニューを広めよう～	32人

5 健康診査を中心とした生活習慣病対策

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、健康診査の結果から、対象者に応じた保健指導を実施することにより、生活習慣病の発症および重症化の予防を図っています。

(1) 特定保健指導（からだサポートコース）

開始年度 平成20年度

内 容 特定健康診査受診者のうち、内臓脂肪蓄積の程度とリスク要因の数に着目して選定された対象者に対し、個別および集団での保健指導を行うことにより、生活習慣病の発症および重症化の予防を図っています。また、令和4年度から利用率向上のため特定健康診査実施機関へ業務委託をしています。

令和6年度予算額 12,048千円

費用の負担 補助基準額に対して、国3分の1、道3分の1の補助があります。

【特定保健指導実績】法定報告値

区 分	対象者数	終了者数			実施率
		動機付け支援	積極的支援	計	
令和3年度	1,366	126	28	154	11.3%
令和4年度	1,394	394	72	466	33.4%
令和5年度	1,429	439	93	532	37.2%

※令和4年度から集団健診当日に初回面接を実施している。

(2) 健診要医療判定者受診勧奨事業

開始年度 平成 25 年度

内 容 特定健康診査受診者のうち、糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の重症化リスクが高く、かつ、薬物治療を受けていない者に対し、医療機関への受診行動を促進する保健指導を実施することにより、脳卒中、虚血性心疾患、慢性腎臓病の発症の予防を図っています。

令和 6 年度予算額 1,430 千円

費用の負担 対象経費の 10 分の 10 の国庫補助があります。

【保健指導実績】

(人)

区分	対象者数	実施結果	
		電話指導	文書指導 (電話不在)
令和 3 年度	434	308	126
令和 4 年度	373	259	114
令和 5 年度	447	263	184

【保健指導後の医療機関受診状況】

(人)

区分	対象者数	受診した者	未受診者
令和 3 年度	434	271	163
令和 4 年度	373	260	113
令和 5 年度	447	332	125

6 がんについての普及啓発、患者支援

函館市の死因第 1 位となっているがんについて、様々な情報発信や講演会などを通して正しい知識の普及啓発を行い、市民のがん予防やがん検診の受診促進につなげるほか、がん患者の経済的負担の軽減やがん治療による社会生活上の不安を緩和し、療養生活の質の維持向上を図っています。

(1) 図書館 de がん情報発信

内 容 がんの予防や治療、がん罹患した際の相談窓口などについての講演会や展示、体験イベントを通じて、がんに対する正しい知識やがん検診の重要性について普及啓発を行っています。

開催日 令和 5 年 9 月 12 日（火）～ 19 日（火）

会場 函館市中央図書館

参加者数 講演会 51 名

出張サロン 9 名

回廊展示 653 名

(2) がん患者ウィッグ購入費助成事業

開 始 令和5年8月

令和5年度予算額 2,171千円

費用の負担 全額市費負担

内 容 抗がん剤治療等の副作用による脱毛症状に対処するためにウィッグを購入した者へ対し、ウィッグ購入費用の一部を助成しています。

【申請件数実績】

年度	件数
令和5年度	127件

7 食育推進事業

食に関する市民の価値観やライフスタイル等の多様化などにより、食を取り巻く環境は大きく変化し、栄養のアンバランス、朝食の欠食等の食習慣の乱れが要因の一つとなる生活習慣病の増加や若い女性のやせ、高齢者の低栄養等様々な問題が生じています。健康増進法や食育基本法等に基づき、「食」に関する正しい知識の普及に努め、市民の健康寿命の延伸を図っています。

(1) 栄養指導業務（子ども未来部主管事業）

ア 両親学級

開始年度 平成9年度

内 容 妊婦とその夫・家族に対して、妊娠中の栄養管理や出産後の母乳等に関する正しい知識の普及を図っています。

【両親学級実施状況】

区分	開催回数	受講者数
令和3年度	6	160
令和4年度	6	152
令和5年度	栄養講話 実施なし	

イ のびっこ健診

開始年度 平成15年度

内 容 小児科医より指示のあった現在肥満である児とその保護者に対し、望ましい生活習慣を獲得することができるよう、個々の乳幼児の特性に応じた適切な指導を行うことを目的に栄養指導を実施しています。

【のびっこ健診実施状況】

区分	開催回数	参加人数
令和3年度	12	44
令和4年度	12	56
令和5年度	12	47

ウ 個別栄養相談（母子保健法に基づく栄養相談）

内 容 乳児等の健康の保持および増進のため、個別に栄養相談を行っています。

【個別指導実施状況】

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
4か月児健診	49	894	47	1,047	50	972
10か月児健診	49	872	47	1,045	50	1,018
1歳6か月児健診	50	751	49	1,112	51	1,071
3歳児健診	48	609	50	1,306	49	1,173
電話相談	35	35	29	29	23	23
来所相談	19	19	27	27	34	34
メール相談	0	0	0	0	0	0
計	250	3,180	249	4,566	257	4,291

※ 令和3年度の乳幼児健診は新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、希望者のみの時期あり

エ 集団栄養相談（母子保健法に基づく栄養相談）

内 容 乳幼児等の健康の保持および増進のため、講話等を行っています。

【集団栄養指導実施状況（出前講座等）】

区分	開催回数	参加人数
令和3年度	1	5
令和4年度	2	17
令和5年度	4	54

(2) 栄養指導業務（健康増進課主管事業）

ア 個別栄養相談

内 容 電話や来所等で、個別に栄養相談を行っています。

【個別栄養指導実施状況】

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
電話相談	10	10	16	16	16	16
来所相談	2	2	3	3	4	4
健康づくり相談	14	16	20	23	15	16
計	26	28	39	42	35	36

※健康づくり相談は管理栄養士が従事した数を掲載しています。

イ 集団栄養相談

内 容 成人を対象に食生活や栄養に関する正しい知識の普及を図るため健康教育を実施しています。健康教育等で栄養バランスの良い食事等を中心に、講話を行っています。

【集団栄養指導実施状況】

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
出前講座	3	93	1	11	4	64

※令和3年度は小学校（3年生）での出前講座を1回36人も掲載しています。

(3) 食育啓発事業

ア 離乳食教室

開始年度 平成17年度

内 容 離乳食初期食（5～6か月）のデモンストレーションおよび試食の提供をし、離乳食の進め方についての講話を実施しています。

（函館市食生活改善協議会にデモンストレーション補助と試食の準備、函館市子育てアドバイザーに子どもの見守りを依頼している）

令和6年度予算額 87千円

費用の負担 一部、北海道健康づくり財団の助成があります。

【離乳食教室実施状況】

区分	開催回数	参加数（組）
令和3年度	4	28
令和4年度	6	48
令和5年度	6	68

(4) 特定給食施設等

開始年度 昭和 34 年度（特定給食施設としては平成 14 年度から）

内 容 健康増進法等に基づき、特定給食施設およびその他の給食施設に対して、給食実施状況報告を求め巡回指導等を行っています。

令和 6 年度予算額 3 千円

費用の負担 全額市費負担

【給食施設数および指導数】

(令和 5 年度) (件)

区分	特定給食施設						その他の給食施設		計	
	A	指導件数	B	指導件数	C	指導件数	D	指導件数	施設数計	指導件数計
施設の種類の										
学校	0	0	23	0	2	0	2	0	27	0
病院	9	0	0	0	9	0	8	0	26	0
介護老人保健施設	0	0	0	0	8	0	0	0	8	0
介護医療院	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0
老人福祉施設	0	0	0	0	13	1	10	0	23	1
児童福祉施設	0	0	0	0	14	2	33	3	47	5
社会福祉施設	0	0	0	0	5	5	6	0	11	5
事業所	0	0	0	0	1	1	1	0	2	1
寄宿舍	0	0	1	0	1	0	3	0	5	0
矯正施設	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
自衛隊	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1
一般給食センター	1	0	0	0	4	1	2	0	7	1
その他	0	0	0	0	6	1	6	0	12	1
計	11	1	24	0	65	12	72	3	172	16

(注)

特定給食施設（指定施設）A 医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設であって継続的に 1 回 3 0 0 食以上または 1 日 7 5 0 食以上の食事を供給するもの／それ以外で、継続的に 1 回 5 0 0 食以上または 1 日 1 5 0 0 食以上の食事を供給するもの

特定給食施設 B 継続的に 1 回 3 0 0 食以上又は 1 日 7 5 0 食以上の食事を供給するもの

特定給食施設 C 継続的に 1 回 1 0 0 食以上又は 1 日 2 5 0 食以上の食事を供給するもの

その他の給食施設 D 継続的に 1 回 5 0 食以上または 1 日 1 0 0 食以上の食事を供給するもの

(5) 人材育成

ア 学生実習

内 容 管理栄養士養成校の学生に対し、研修および実習指導を行っています。

【学生実習受け入れ実績】

(人)

学校名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
藤女子大学人間生活学部食物栄養学科	2	1	3
青森県立保健大学健康科学部栄養学科	4	1	0

※令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の為、リモートにて対応しました。

イ ヘルスメイト育成

開始年度 昭和61年度(養成講座)、昭和46年度(研修会)

内 容 子どもから高齢者までの食育の推進や健康増進に寄与するため、食を通じた健康づくりのボランティア活動を行う「ヘルスメイト（食生活改善推進員）」の養成とともに、ヘルスメイト（食生活改善推進員）に必要な知識や技術の向上を図るための研修の実施など、ヘルスメイト（食生活改善推進員）活動を支援しています。

(養成事業)

内 容 市民を対象に、ヘルスメイト（食生活改善推進員）として、地域における食生活を中心とした健康上の問題点やニーズに対応した地区組織活動を展開するために必要な栄養・食生活や健康づくり等についての講話や実習を行っています。

(研修事業)

内 容 ヘルスメイト（食生活改善推進員）の活動に伴い、更なるスキルアップを図るため、食育や健康増進に関する講話等実施しています。

(活動支援事業)

内 容 函館市食生活改善協議会理事会への参加等を行っています。

令和6年度予算額 56千円

費用の負担 一部、北海道健康づくり財団の助成があります。

【ヘルスメイト養成講座及び研修会実施状況】

	養成講座			研修会		会員数
	回数	延べ人数	修了者数	回数	延べ人数	
令和3年度	9	67	8	中止		74
令和4年度	7	54	8	2	56	64
令和5年度	7	44	5	3	47	68

(6) 国民健康・栄養調査

開始年度 昭和 21 年度

内 容 健康増進法に基づき、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るために実施します。毎年、国民生活基礎調査により設定された単位区から無作為抽出された 300 単位区内の世帯（約 5,700 世帯）および当該世帯の 1 歳以上の世帯員（約 15,000 人）に対して、身体状況調査、栄養摂取状況調査、生活習慣調査を実施しています。

令和 6 年度予算額 1,236 千円

費用の負担 対象経費の 10 分の 10 の国庫補助があります。

国民健康・栄養調査実施状況】

年度	対象地区
令和 3 年度	中止
令和 4 年度	大川町
令和 5 年度	該当なし

※ 令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、中止されました。

(7) はこだて健幸応援店“スマートバランスレストラン”事業

開始年度 令和 3 年度

（令和 2 年度から開始したヘルスサポートレストラン推進事業を内容変更して実施しました。）

内 容 第 3 次函館市食育推進計画に基づいた幅広い年代に対しての食育推進を官民双方からアプローチするため、飲食店等で栄養バランス等に配慮した食事提供の場を増やし、市民の健康的な選択や家庭での実践につながる仕組みを作ること、健康寿命の延伸に寄与することを目的としています。

令和 6 年度予算額 91 千円

費用の負担 全額市費負担

【はこスマセット提供店舗】令和 6 年 3 月末現在（件）

年度	提供店舗
令和 5 年度	44

※ はこスマセット（はこだてスマートバランスセット）：主食・主菜・副菜が揃っていて、減塩等（塩分を減らす、野菜や果物を増やす）の健康に配慮したメニュー

【「はこだて健幸応援店“スマートバランスレストラン”」登録状況】 令和 6 年 3 月末現在（件）

区分	一つ星	二つ星	三つ星	計
学校内食堂	4	0	0	4
病院内レストラン	1	1	0	2
事業所内食堂	2	0	0	2
コンビニエンスストア	57	0	0	57
レストラン	10	0	42	52
計	74	1	42	117

一つ星	登録要件を満たす 登録要件：店内禁煙，函館市からの健康情報の発信
二つ星	ヘルスオーダー支援（エネルギー控えめオーダー，塩分控えめオーダー，脂質控えめオーダーの中から2つ以上実施）
三つ星	ヘルスサポートメニュー提供（栄養バランスメニュー，塩分控えめメニュー，野菜たっぷりメニューの中から1つ以上実施）

(8) 食品表示関係業務

内 容 食品表示法で規定する栄養成分表示や機能性表示食品，健康増進法で規定する特別用途食品や誇大表示の禁止に関する業務を行うことにより，市民の健康増進を総合的に図っています。

令和6年度予算額 133 千円

費用の負担 対象経費の10分の10の国庫補助があります。

【食品表示等相談件数実績】 (件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
電話相談	27	20	24
来所相談	22	20	18
メール	10	0	1
計	59	40	43

8 歯科保健事業

歯・口腔の健康は，食べる，話す等の口腔機能を保つ上で重要であり，身体的健康のみではなく，精神的，社会的な健康にも大きく寄与します。

生涯を通して口腔の健康を維持することができるように，歯科保健についての正しい知識の普及と啓発に努めています。

(1) 歯科健康診査

開始年度 平成18年度（現在の形態での開始年度）

内 容 妊産婦および20歳以上の成人に対し，歯周疾患の予防等を目的に，函館口腔保健センターにおいて，歯科健康診査を実施しています。

このほか，平成27年度からは，40歳，50歳，令和3年度からは，40歳，50歳，60歳，70歳の方を対象とした歯科医院における歯周疾患検診を実施しています。

令和6年度予算額 9,620 千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の3分の2の道費補助があります。

（20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・70歳）

補助基準額の国庫補助があります。

（20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・70歳以外）

【妊産婦歯科健康診査実施結果】

区分	実施回数	受診数	一人平均各歯数			歯石・歯周疾患		
			現在歯	処置歯	未処置歯	歯石あり	歯肉炎	歯周炎
令和３年度	49	79	28.1	9.2	0.7	30	35	0
令和４年度	50	72	28.7	9.6	0.5	39	36	1
令和５年度	60	80	28.8	7.6	0.4	37	36	1

【成人歯科健康診査実施結果】

区 分	実施回数	受診数	一人平均各歯数			歯肉出血			歯周ポケット			
			現在歯	処置歯	未処置歯	健全	出血	除外等	健全	4～5mm	6mm～	除外等
令和３年度	49	37	24.6	15.8	0.7	4	33	0	13	22	2	0
令和４年度	50	70	24.5	15.3	0.6	4	66	0	38	26	6	0
令和５年度	60	151	24.7	14.9	0.4	11	138	0	95	47	7	0

【４０歳，５０歳，６０歳および７０歳歯周疾患（歯周病）検診実施結果】

区 分	実施医療機関	受診数	一人平均各歯数			歯肉出血			歯周ポケット			
			現在歯	処置歯	未処置歯	健全	出血	除外等	健全	4～5mm	6mm～	除外等
令和３年度	87	1048	24.9	13.6	1.1	442	600	0	329	521	192	0
令和４年度	90	1022	24.9	13.6	1.0	450	564	1	333	493	189	0
令和５年度	88	930	25.2	14.0	1.0	450	564	1	333	493	189	0

(2) 口腔保健推進事業

開始年度 令和3年度

内 容 幼少期から高齢期までの幅広い世代に対して口腔保健を推進し、健康寿命の延伸を図るため、市内の介護施設、企業・団体などからの依頼により、歯科医師を派遣し、オーラルフレイル予防や口腔ケアの重要性等の講話、歯科相談、利用者の問診等を実施しています。

令和6年度予算額 5,936千円

費用の負担 補助基準額の国庫補助があります。

区 分		介護施設 等訪問	企業・団 体等訪問	両親学級 等業務	歯の学校 業務	その他	合計
令和	回数(回)	43	28	4	9	0	84
5年度	参加人数(人)	525	844	15	340	0	1,724

9 健康づくり事業

(1) 広報・啓発活動

開始年度 平成22年度 (カレンダー)

内 容 市民に健診・検診をPRするため「けんしんのご案内」を作成し、全戸配布をしているほか、ラジオ、新聞等を通じ、健康づくりに関する啓発を随時行っています。

令和6年度予算額 622千円 (けんしんのご案内関係・健康増進課負担分)

費用の負担 全額市費負担 (一部広告収入の充当あり)

10 口腔保健センター

函館歯科医師会の運営により、函館市が委託する歯科保健事業のほか、障がい者(児)等の歯科診療および休日における救急歯科診療を実施しています。

(1) 障がい者(児)歯科診療

開始年度 平成15年度

内 容 心身に障がいがあり、一般の歯科診療所での受診が困難な方を対象に実施しています。(予約制)

日時：土曜日 9時～12時(口腔ケア)

14時～17時(歯科診療・口腔ケア)

令和6年度予算額 7,623千円(市が支出している補助金の額)

【障がい者（児）歯科診療内訳（年代別、主たる障害別）】

（注）主たる障害：①脳性麻痺②筋疾患③精神遅滞④自閉症⑤染色体異常⑥心疾患⑦その他

区 分		年 代 別 受 診 者								計	主 た る 障 害						
		10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
令和３年度	新規	9	3	0	3	2	2	1	1	21	1	0	4	8	3	0	5
	再来	87	155	137	124	95	27	8	6	639	34	22	186	284	64	5	44
	計	96	158	137	127	97	29	9	7	660	35	22	190	292	67	5	49
令和４年度	新規	9	3	4	0	2	1	0	2	21	1	2	2	12	1	0	3
	再来	96	130	160	134	90	14	3	12	639	45	18	175	310	64	0	27
	計	105	133	164	134	92	15	3	14	660	46	20	177	322	65	0	30
令和５年度	新規	6	3	2	2	4	2	1	0	20	1	1	7	8	0	0	3
	再来	48	147	162	161	106	25	10	22	681	34	25	213	297	64	0	48
	計	54	150	164	163	110	27	11	22	701	35	26	220	305	64	0	51

【障がい者（児）歯科診療内訳（重度・軽度別、受診理由別）】

（注）主な受診理由：①歯が痛い、しみる、などむし歯の治療 ②歯肉の炎症

③義歯関係（入れ歯があわない・入れ歯をいれたいなど）

④歯科検診（口腔ケア・リコール） ⑤その他（トレーニング）

区 分		重 度			軽 度			計	主 な 受 診 理 由				
		男	女	計	男	女	計		①	②	③	④	⑤
令和３年度	新規	8	7	15	1	5	6	21	27	0	0	0	0
	再来	296	248	544	53	42	95	639	227	0	0	410	2
	計	304	255	559	54	47	101	660	248	0	0	410	2
令和４年度	新規	12	2	14	3	4	7	21	21	0	0	0	0
	再来	335	215	550	48	41	89	639	238	1	1	397	2
	計	347	217	564	51	45	96	660	259	1	1	397	2
令和５年度	新規	10	7	17	2	1	3	20	20	0	0	0	0
	再来	317	257	574	54	53	107	681	257	8	9	406	1
	計	327	264	591	56	54	110	701	277	8	9	406	1

（２）休日救急歯科診療

開始年度 昭和 58 年度

内 容 日曜、祝日、年末年始の救急歯科診療を実施しています。

診療日時：日曜、祝日、年末年始の 9 時～ 14 時

令和 6 年度予算額 1,584 千円（市が支出している補助金の額）

【休日救急歯科診療利用状況】

区 分	診 療 日 数	受 診 者 数
令和 3 年度	71	805
令和 4 年度	71	776
令和 5 年度	71	819

11 健康増進センター

開始年度 平成 15 年度（現在の利用形態は平成 23 年度から）

内 容 少子高齢化社会を迎えた現在，生活習慣病を未然に防ぎ，認知症や寝たきりにならないで生活できる健康寿命を延ばすため，市民が手軽に安心して健康づくりのための運動実践ができる施設です。

※新型コロナウイルス感染症ワクチン接種会場として使用しているため，

R3. 5. 1～R3. 11. 22, R4. 1. 23～当面の間休館としている。

利用対象：市の区域内に住所を有する 18 歳以上の方

令和 6 年度予算額 195 千円

費用の負担 全額市費負担（施設使用料，一部負担金の充当あり）

【利用内訳】

(人)

区分	個 人 利 用				運動教室	専用使用	計
	一 般	65歳以上	障がい者	計			
令和 3 年度	479	1,378	114	1,971	中止	中止	1,971
令和 4 年度	中止	中止	中止	中止	中止	中止	中止
令和 5 年度	中止	中止	中止	中止	中止	中止	中止

12 石綿健康被害救済制度に関すること

石綿による健康被害を受けた方およびその遺族で，労災補償等の対象にならない方に対する救済を図ることを目的として創設された独立行政法人環境再生保全機構の委託業務です。

開始年度 平成 18 年度

内 容 石綿による健康被害に救済給付に関わる相談や，特別遺族弔慰金に係る制度の周知など救済事業の申請受付および相談等を行っています。

対 象 中皮腫，石綿による肺がん，著しい呼吸器障害を伴う石綿肺，著しい呼吸器障害を伴うびまん性胸膜肥厚

【相談および進達の受付状況】

区 分	相談（件）	申請（件）
令和 3 年度	7	4
令和 4 年度	6	4
令和 5 年度	2	1